



(題字 故吉岡名誉顧問)

第97号令和2年11月 発行

東大阪市手をつなぐ育成会
(年 3回)

今年度の市への要望、回答等について

会長 坂本 ヒロ子

毎年、東大阪市へ「知的障害者(児)とその家族に対する支援策の充実について」要望しておりますが、今年はコロナ禍ということもあり、是非これだけとは思われる3点を要望しました。

10月23日、高橋福祉部長、寺岡障害者支援室長、森障害施策推進課長、矢野地域福祉室長、和田地域福祉課長同席のもと東大阪市手をつなぐ育成会から4名参加して市長と懇談会をもつことができました。限られた時間でしたが、私達の思いを伝える事ができ、市長のお考えを知ることができ有意義な時間を持つことができました。後日、要望に対する回答もいただきました。

現在、東大阪市では、来年度からの第4次障害者プランの策定中ということもあり、さまざまな会議が開催され、議論されています。私達に身近な課題が多く、要望項目、回答、要望に関する東大阪市の動向等を報告します。

【要望項目1】

東大阪市に於いては、身体障害、聴覚障害、視覚障害にくらべ、知的障害の理解啓発は実施されてこられなかった経緯があります。今般東大阪市手をつなぐ育成会では、知的障害理解のための啓発キャラバン隊「ともにて」を組織しました。知的障害理解啓発は小学生から行なうのが有効と私たちは考えています。知的障害の理解啓発にお力添えをお願いします。

【回答1】

本市では、障害について正しい理解啓発に努めることを目的として、ふれあいのつどいや障害者週間の啓発運動を行っておりますが、まだまだ様々な場や機会において理解啓発は必要であると考えており、小学生に対して知的障害福祉の理解啓発も重要であることから、啓発キャラバン隊「ともにて」と連携し、理解啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

【要望項目2】

手話言語条例策定会議時にも要望しておりましたが、情報コミュニケーション条例制定をお願いします。

【回答2】

本市では、当事者や関係団体などとの意見交換を実施し、手話に絞った言語条例である「東大阪

市みんなでトライする手話言語推進条例」を制定しております。情報コミュニケーション条例としましては制定しておりませんが、知的な障害のある人にわかりやすい情報提供については、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮の提供について今後も務めるとともに、市民に対しましても周知啓発してまいります。

(これから、東大阪市手をつなぐ育成会として)

知的障害者に必要な合理的配慮の核心はコミュニケーションに関するものであり、情報保障と意思表示の支援だと思っている。その同心円上には認知症の人や低学歴の人、外国人労働者などがある。実はこれからの多様化する社会の根底を支えるものといっても過言ではない(手をつなぐ2020.7より)と書かれています。条例制定がされなくても、合理的配慮として実施され、知的障害のある人が不利益を被ることのないようこれからも提案、提言していきたいと思っております。

【要望項目3】

現在、東大阪市では成年後見制度利用促進にかかる取り組みが進められています。この制度は高齢者だけでなく、知的障害者にとっても大切な制度です。

利用者がメリットを実感出来る運営をお願いします。

また、利用料(後見報酬)負担について、障害基礎年金が収入の中心で、かつ利用期間も高齢者に比べて長期となる知的障害者にとって非常に大きな問題です。個別給付や補助制度の増額を国に要望して下さい。

【回答3】

本市では成年後見制度利用促進基本計画に基づき「中核機関」や「協議会」を設置するため、専門職等により構成される成年後見制度利用促進協議会設立準備会を設置し、様々な検討を進めております。今後も引き続き地域連携ネットワークの構築をめざし、利用者がメリットを実感できる体制づくりに努めてまいります。(3頁の表を参照)

参考

(全国手をつなぐ育成会連合会が厚生労働省社会・援護局に要望した項目)

成年後見制度の利用促進については、成年後見制度利用促進専門家会議(以下「専門家会議」という。)で示された「新たな後見報酬算定に向けた考え方(案)」に基づいて、後見人等の報酬設定について財産額を基本とせず、身上監護を含めて活動実績に応じて報酬評価する方向で最高裁判所から全国家庭裁判所へ通知されたものと理解しています。本会としては、身上監護に対する比重が高まることへの期待がある半面、後見人等の活動が増えれば増えるほど、比例して報酬が増大していくことへの不安も高まっています。

つきましては、知的障害者と家族が安心して成年後見制度を活用する機運を高めるためにも、以下の各点について改善策の提示をお願いいたします。

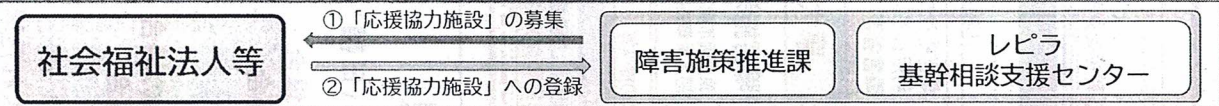
- (1) 後見人等報酬が活動実績に応じたものとなる場合、障害基礎年金が収入の大半を占める知的障害者は制度利用がますます難しくなることが予想されます。このことについての解決策を示してください。
- (2) 専門家会議では、親族後見を推進する方向についても議論されています。仮にこの方向になった場合、年長者が年少者を監護する障害者分野にはまったく馴染まない方向性となります。あるいは、親族後見に対しては多くの場合に後見監督人が選任されることとなりますが、そうすると上記(1)の課題が浮上します。このことについての解決策を示してください。

*市長より 「全国市村長を通じて働きかけていきたい。」 とのお言葉をいただきました。

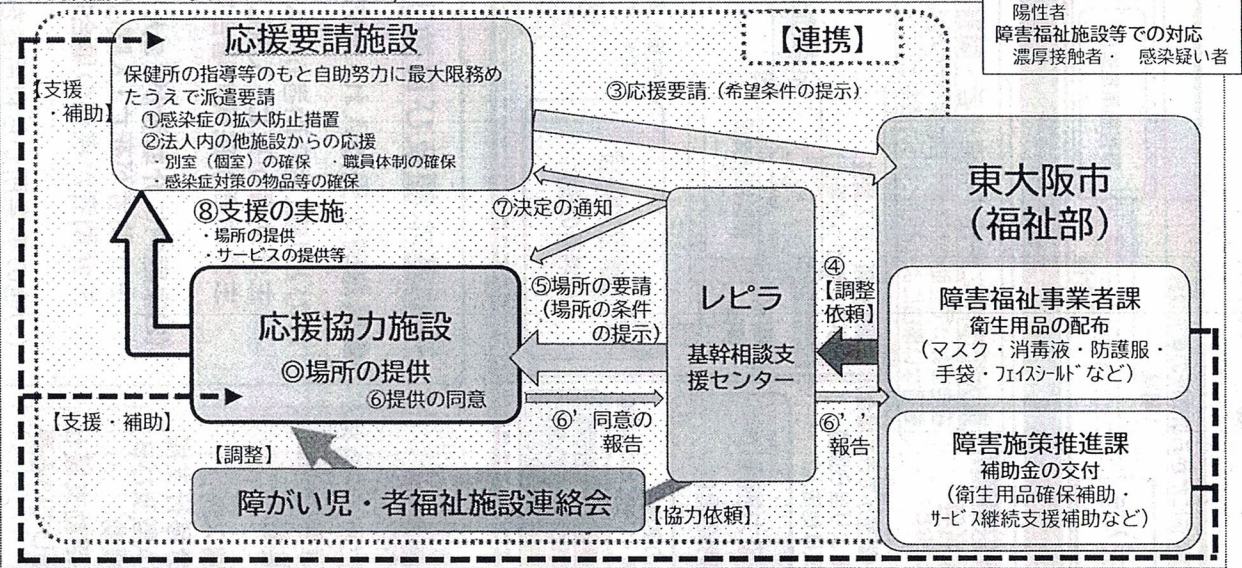
(参考) 障害福祉施設等におけるクラスター等発生時の応援の場所の提供スキーム

- 社会福祉施設等の入所施設などの職員や利用者が新型コロナウイルスに罹患することにより、サービスの提供が困難となり、他法人などの別の場所での利用者の受け入れが必要となるようなケースが生じうる。
- 市・レピラ・社会福祉法人の連携・協力により、受け入れ先の確保とともに、受け入れの場の提供に係る費用補助を行う。

応援の場所の事前準備 (緊急短期入所補助事業のしくみを活用)



応援協力が必要な流れ



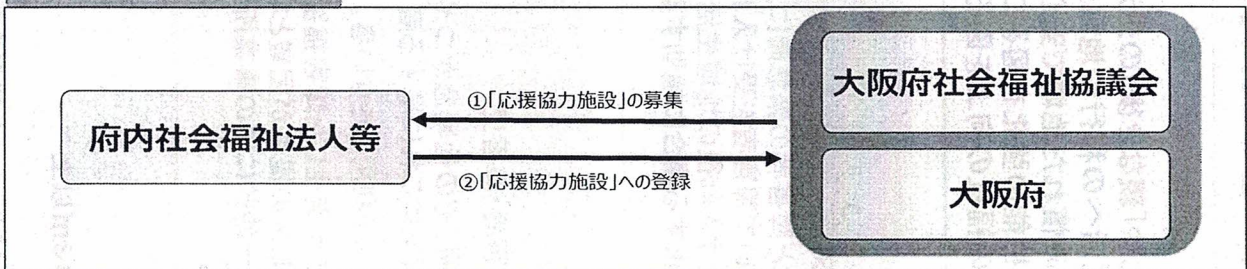
新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣スキーム

別紙1-1

- 社会福祉施設等の入所施設の職員が新型コロナウイルスに罹患することにより、他法人から応援職員を受け入れなければ継続運営が困難となるようなケースが生じうる。
- 府及び府社協の連携・協力により、他法人からの応援職員派遣ルールを定めるとともに、派遣に係る費用補助を行う。

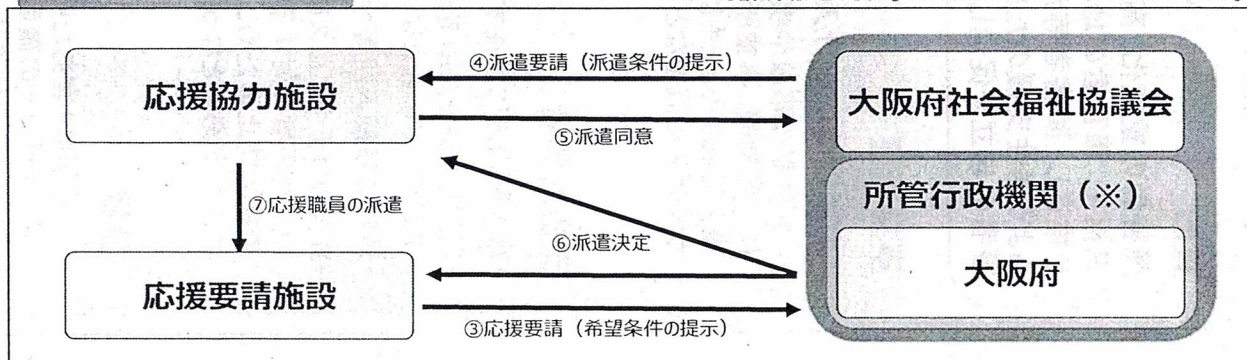
応援職員派遣に備えた事前準備

○別紙1-2の「2 応援職員登録・派遣の流れ」①～⑦に対応



応援職員派遣の流れ

○「応援職員派遣の流れ」の詳細については、後日お示しします。



※所管行政機関とは、当該社会福祉施設等を所管する政令市、中核市等を指します

